令和6年能登半島地震による被災者のための入浴支援事業 Q&A

- (問1)避難先の旅館・ホテルで大浴場や部屋風呂がある場合は対象となりますか。
- (答1)対象となりません。
- (問2) 自宅の入浴設備は壊れていないのですが、断水で入浴できない場合も対象となりますか。
- (答2) 対象となります。
- (問3)「無料入浴サービス利用申立書」(以下「申立書」)について、同一家族の場合、申立書は家族の人数分必要ですか。
- (答3) 申立書は、同一住所/避難所であれば、1家族1枚で構いません ただし、氏名・年齢については、同一様式に人数分を記載してくだ さい。また、本人確認書類の提示も全員分必要となります。
- (問4) 申立書を提出する際に必要となる本人確認書類は、どのようなものを提示すればよいですか。
- (答4)以下のような公的書類、またはそれに準じた本人確認ができる書類の提示をお願いします。

【本人確認書類の例】

- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- ・旅券 (パスポート)
- 個人番号カード(マイナンバーカード)
- ・在留カード、特別永住者証明書
- 各種健康保険証
- 各種年金手帳
- 各種福祉手帳(身体障害者手帳など)
- ・住民票の写し
- ・学生証 など
- (問5)「無料入浴証明書」は、発行公衆浴場以外の協力公衆浴場でも利

用できますか。

- (答5)協力公衆浴場であれば、発行公衆浴場以外の公衆浴場でも利用できます。
 - (例) A浴場で「無料入浴証明書」発行(発行公衆浴場「A浴場」)
 - → B浴場でも、A浴場が発行した「無料入浴証明書」を提示して利用が可能(同様に、C浴場、D浴場・・・でも利用可能)